

## 規制に係る事前評価書

法令の名称	環境影響評価法の一部を改正する法律	
政策の名称	方法書手続の実施前の段階で、環境保全上配慮すべき事項についての検討を行う手続を創設	
担当部局・評価者	環境省総合環境政策局環境影響評価課長 花岡 千草 電話番号:03-5521-8235 E-mail:sokan-hyoka@env.go.jp	
評価実施時期	平成22年3月1日	
規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益		
目的	SEAは、環境に著しい影響を与え得る事業の策定・実施に当たって、環境への配慮を意思決定に統合すること、事業の実施段階での環境影響評価の限界を補うこと、第三者による検討の機会を設けること、事業者にとっても早期段階からの調査・予測・評価を行うことにより重大な環境影響の回避・低減が効果的に図られその後の環境影響評価の充実及び効率化が期待できること、等の利点があり、事業の早期段階における環境配慮を確保するために極めて効果的であることから、事業を実施すべき区域について検討する段階で、これらの事項に係る環境影響評価を実施する手続(以下「計画段階配慮事項についての検討その他の手続」という。)を創設する。	
内容	第一種事業について、方法書手続の実施前の段階で、環境保全上配慮すべき事項についての検討を行う手続を創設	
	関連条項	第3条の2～第3条の9
必要性	SEAは、環境に著しい影響を与え得る事業の策定・実施に当たって、環境への配慮を意思決定に統合すること、事業の実施段階での環境影響評価の限界を補うこと、第三者による検討の機会を設けること、事業者にとっても早期段階からの調査・予測・評価を行うことにより重大な環境影響の回避・低減が効果的に図られその後の環境影響評価の充実及び効率化が期待できること、等の利点があり、環境保全上極めて有効であることから、事業の早期段階における環境配慮に係る手続を創設する必要がある。	
費用		
	遵守費用	事業者は計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行う必要があるが、当該検討は既存文献をベースとすることを想定しており、過度な負担とはならない。また、計画段階配慮事項についての検討結果を、その後の環境影響評価手続に活用することが可能となり、将来的に必要となる調査、予測及び評価の実施期間を短縮することにつながる。
	行政費用	環境大臣及び主務大臣が、計画段階配慮事項の検討結果について、環境の保全の観点から必要に応じて意見を述べることとなる。しかし、これらについては、行政機関として行うべき当然の任務であり、本改正事項によって特筆すべき追加的な負担を生じさせるものではない。
	その他の費用	特になし
便益	事業の早期段階において環境配慮がなされることで、事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保できる。また、事業の円滑な実施にも資することが期待される。	

想定される代替案							
代替案①	計画段階配慮事項についての検討その他の手続を、第二種事業についても課すことが考えられる。						
	費用						
	<table border="1"> <tr> <td>遵守費用</td> <td>環境影響評価の実施が義務付けられている事業ではなく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるかどうかを個別に判定するという位置付けの事業である第二種事業についても義務付けることで、第二種事業が必ず計画段階配慮事項についての検討を行うことに係る費用が生じる。将来的に法に基づく環境影響評価手続を実施する必要のない事業についても義務を課すことになり、過大な費用をかけることとなり得る。</td> </tr> <tr> <td>行政費用</td> <td>新たに発生する費用はない</td> </tr> <tr> <td>その他の費用</td> <td>特になし</td> </tr> </table>	遵守費用	環境影響評価の実施が義務付けられている事業ではなく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるかどうかを個別に判定するという位置付けの事業である第二種事業についても義務付けることで、第二種事業が必ず計画段階配慮事項についての検討を行うことに係る費用が生じる。将来的に法に基づく環境影響評価手続を実施する必要のない事業についても義務を課すことになり、過大な費用をかけることとなり得る。	行政費用	新たに発生する費用はない	その他の費用	特になし
	遵守費用	環境影響評価の実施が義務付けられている事業ではなく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるかどうかを個別に判定するという位置付けの事業である第二種事業についても義務付けることで、第二種事業が必ず計画段階配慮事項についての検討を行うことに係る費用が生じる。将来的に法に基づく環境影響評価手続を実施する必要のない事業についても義務を課すことになり、過大な費用をかけることとなり得る。					
行政費用	新たに発生する費用はない						
その他の費用	特になし						
<table border="1"> <tr> <td>便 益</td> <td>第二種事業についても計画段階配慮事項についての検討を行うことにより、より幅広い事業について環境の保全の配慮がなされることが期待される。</td> </tr> </table>	便 益	第二種事業についても計画段階配慮事項についての検討を行うことにより、より幅広い事業について環境の保全の配慮がなされることが期待される。					
便 益	第二種事業についても計画段階配慮事項についての検討を行うことにより、より幅広い事業について環境の保全の配慮がなされることが期待される。						
代替案②	事業者の自主的な取組に委ねることが考えられる。						
	費用						
	<table border="1"> <tr> <td>遵守費用</td> <td>事業者が自主的に計画段階配慮事項についての検討を行う場合は、それに要する費用がかかることになる。</td> </tr> <tr> <td>行政費用</td> <td>新たに発生する費用はない</td> </tr> <tr> <td>その他の費用</td> <td>特になし</td> </tr> </table>	遵守費用	事業者が自主的に計画段階配慮事項についての検討を行う場合は、それに要する費用がかかることになる。	行政費用	新たに発生する費用はない	その他の費用	特になし
	遵守費用	事業者が自主的に計画段階配慮事項についての検討を行う場合は、それに要する費用がかかることになる。					
行政費用	新たに発生する費用はない						
その他の費用	特になし						
<table border="1"> <tr> <td>便 益</td> <td>事業者が自主的に計画段階配慮事項についての検討を行った場合は、当該事業に係る適正な配慮がなされることとなる。</td> </tr> </table>	便 益	事業者が自主的に計画段階配慮事項についての検討を行った場合は、当該事業に係る適正な配慮がなされることとなる。					
便 益	事業者が自主的に計画段階配慮事項についての検討を行った場合は、当該事業に係る適正な配慮がなされることとなる。						
政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)							
<p>第一種事業について、計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行うことで、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の早期段階において環境配慮がなされることとなり、事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保できる</li> <li>・事業の円滑な実施にも資することが期待される</li> <li>・その後の環境影響評価手続に活用することが可能となり、将来的に必要となる調査、予測及び評価の実施期間を短縮することにつながる考えられ、既存文献をベースとする本検討は事業者にとって過度な負担とはならず、また、本検討結果を、その後の環境影響評価手続に活用することが可能となり、将来的に必要となる調査、予測及び評価の実施期間を短縮することとなり、便益が上回ることとなる。</li> </ul> <p>代替案①については、環境影響評価の実施が義務付けられている事業ではなく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるかどうかを個別に判定するという位置付けの事業である第二種事業についても計画段階配慮事項についての検討を義務付けることになるが、将来的に法に基づく環境影響評価手続を実施する必要のない事業についても義務を課す可能性があり、法に定める規定としては過剰になるおそれがある。</p> <p>また代替案②については、現行法においても自主的な取組は可能であり、ガイドライン等を作成していたところであるが、法施行後の運用状況から見て、自主的取り組みでは十分な措置がなされないと考えられ、環境の保全の効果に関する観点から、本改正事項の方が望ましい。</p>							
有識者の見解その他の関連事項							
<p>中央環境審議会総合政策部会においてなされた「今後の環境影響評価制度の在り方について(答申)」(平成22年2月22日)において、「SEAは、環境に著しい影響を与え得る事業の策定・実施に当たって、環境への配慮を意思決定に統合すること、事業の実施段階での環境影響評価の限界を補うこと、第三者による検討の機会を設けること、事業者にとっても早期段階からの調査・予測・評価を行うことにより重大な環境影響の回避・低減が効果的に図られその後の環境影響評価の充実及び効率化が期待できること、等の利点があることから有効な手法である。国のガイドラインに基づく取組や地方公共団体における条例・要綱に基づく取組がこれまで積み重ねられてきたことや、諸外国においても制度化が進んでいるといった法施行後の状況が進展してきたことも踏まえ、我が国においても法において制度化すべきである。」と明記されている。</p> <p>また、生物多様性基本法第25条において、事業計画の立案の段階等での環境影響評価の推進が規定されている。</p>							
レビューを行う時期又は条件							
改正法の附則に定める時期に合わせてレビューを行うこととする。							
備 考							

## 規制に係る事前評価書（要旨）

## 【 環境影響評価法の一部を改正する法律 】

規制の内容	方法書手続の実施前の段階で、環境保全上配慮すべき事項についての検討を行う手続を創設		
担当部局	環境省総合環境政策局環境影響評価課 電話番号：03-5521-8235 E-mail：sokan-hyoka@env.go.jp		
評価実施時期	平成22年3月1日		
規制の目的、内容及び必要性等	SEAは、環境に著しい影響を与え得る事業の策定・実施に当たって、環境への配慮を意思決定に統合すること等の利点があり、事業の早期段階における環境配慮を確保するために極めて効果的であることから、事業を実施すべき区域について検討する段階で、これらの事項に係る環境影響評価を実施する手続（以下「計画段階配慮事項についての検討その他の手続」という。）を創設する。		
	関連条項	第3条の2～第3条の9	
想定される代替案	代替案① 計画段階配慮事項についての検討その他の手続を、第二種事業についても課すことが考えられる。		
	代替案② 事業者の自主的な取組に委ねることが考えられる。		
規制の費用	費用の要素		
		代替案①の場合	代替案②の場合
	(遵守費用)	事業者は計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行う必要があるが、当該検討は既存文献をベースとすることを想定しており、過度な負担とはならない。	将来的に法に基づく環境影響評価手続を実施する必要のない事業についても義務を課すことになる。
	(行政費用)	環境大臣及び主務大臣が、計画段階配慮事項の検討結果について、環境の保全の観点から必要に応じて意見を述べることとなる。	特になし。
(その他の社会的費用)	特になし。	特になし。	
規制の便益	便益の要素		
		代替案①の場合	代替案②の場合
	事業の早期段階において環境配慮がなされることで、事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保できる。また、事業の円滑な実施にも資することが期待される。	より多くの事業について環境について適正な配慮がなされることとなる。	当該事業に係る適正な配慮がなされることとなる。
政策評価の結果  (費用と便益の関係の分析等)	第一種事業について計画段階配慮事項についての検討等を行うことで、その後の手続に活用することが可能となり、将来的に必要となる調査、予測及び評価の実施期間を短縮することにつながる等が考えられ、便益が上回ることとなる。		
	代替案①については、将来的に法に基づく環境影響評価手続を実施する必要のない事業についても義務を課す可能性があり、法に定める規定としては過剰になるおそれがある。 代替案②については、法施行後の運用状況から見て、自主的取り組みでは十分な措置がなされないと考えられ、環境の保全の効果に関する観点から、本改正事項の方が望ましい。		
有識者の見解その他の関連事項	中央環境審議会総合政策部会においてなされた「今後の環境影響評価制度の在り方について（答申）」（平成22年2月22日）において、SEAは「国のガイドラインに基づく取組や地方公共団体における条例・要綱に基づく取組がこれまで積み重ねられてきたことや、諸外国においても制度化が進んでいるといった法施行後の状況が進展してきたことも踏まえ、我が国においても法において制度化すべきである。」と明記されている。 また、生物多様性基本法第25条において、事業計画の立案の段階等での環境影響評価の推進が規定されている。		
レビューを行う時期又は条件	改正法の附則に定める時期に合わせてレビューを行うこととする。		
備考	特になし。		